仕　様　書

　本事業については、契約書に定めるものの他、この仕様書に定めるところによる。

１　事業名称　学校用放送機器等の購入

２　納入場所　松戸市教育委員会指定場所

① 松戸市立古ケ崎小学校　放送室
　住所　松戸市古ケ崎 4-3620-1

② 松戸市立河原塚中学校　放送室
　住所　松戸市河原塚 190

３　履行期間

　契約締結の日から令和９年３月３１日まで。
　設置についても令和９年３月３１日までとする。

４　規格（数量）

　次に示す規格の同等品とする。
　※材工共（機器入替設置費、調整費、既設撤去費等含む）とする。

① 松戸市立古ケ崎小学校　放送室

番号	品名・規格	数量	ﾒｰｶｰ ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ	型番
1	音声調整卓１系統(１０局)	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＬ-ＳＡ２１１ 仕様
2	音声調整卓本体卓	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＬ-ＳＡ２００
3	音声調整卓用袖卓	2台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＬ-ＳＡ２０１
4	音声調整卓増設スイッチユニット(１０局)	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＬ-ＳＡ２０３
5	音声調整卓インターフェースユニット	2台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＵ-ＳＡ２０５
6	リレーユニット（３０局）	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＵ-Ｒ７２
7	電力増幅ユニット(Hi-Z/１８０Ｗ×２)	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＵ-ＰＤ１８２
8	電源制御ユニット（３８Ａ）	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＵ-Ｌ６２
9	リモコンマイク（１０局用）	1台	ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ	ＷＲ-２１０Ａ
１０	ダイバシティワイヤレスチューナー	1台	TOA	ＷＴ-１８２４
１１	ダイバシティチューナーユニット	2台	TOA	ＷＴＵ-１８３０
１２	壁取付用ワイヤレスアンテナ	2台	TOA	ＹＷ-５５０
１３	ワイヤレスマイク　ハンド型	3台	TOA	ＷＭ-１２２０
１４	ワイヤレスマイクミキサー	1台	TOA	ＷＭ-１５１０
１５	ＣＤプレーヤー	1台	TASCAM	ＣＤ－２００

（１）デスク型放送設備一式は校内放送及び非常放送に接続対応するものであること。

（２）プログラムチャイムは既設のものを利用すること。

（３）壁取付用ワイヤレスアンテナは、校舎壁面にある既設物品と交換し、設置すること。
（４）同等品において、使用の際に機器間で互換性が求められるものについては、連動ができ、問題なく動作できるものとすること。

② 松戸市立河原塚中学校　放送室

番号	品名・規格	数量	ﾒｰｶｰ ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ	型番
１	１元デスク型操作卓（２０局）	１台	TOA	ＤＡ-１０１-２０仕様
２	デスク用ジャンクションパネル１０局	１台	TOA	ＤＪ-０３１
３	デスク用増設ジャンクションパネル１０局	１台	TOA	ＤＪ-０２１
４	デスク型用袖卓	２台	TOA	ＤＲ-１３１
５	通気パネル　１Ｕ	２台	TOA	ＰＦ-０１３Ｂ
６	デジタルパワーアンプパネル４８０Ｗ	１台	TOA	ＤＡ-４８２０
７	非常切換リレーパネル１０局	２台	TOA	ＪＰ-０３３０
８	リモートマイク１０局	１台	TOA	ＲＭ－１１００
９	ダイバシティワイヤレスチューナー	１台	TOA	ＷＴ-１８２４
１０	ダイバシティチューナーユニット	２台	TOA	ＷＴＵ-１８３０
１１	壁取付用ワイヤレスアンテナ	２台	TOA	ＹＷ-５５０
１２	ワイヤレスマイク　ハンド型	３台	TOA	ＷＭ-１２２０
１３	ワイヤレスマイクミキサー	１台	TOA	ＷＭ-１５１０

（１）デスク型放送設備一式は校内放送及び非常放送に接続対応するものであること。
（２）プログラムチャイムは既設のものを利用すること。
（３）壁取付用ワイヤレスアンテナは、校舎壁面にある既設物品と交換し、

設置すること。

（４）同等品において、使用の際に機器間で互換性が求められるものについては、連動ができ、問題なく動作できるものとすること。

５　その他

（１）規格は、参考である同等品以上のものとする。尚、同等品以上のもので、参加する場合は指定された日時までに同等品確認書及びカタログ等を学校財務課に提出し、確認を受けてください。

（２）搬入、設置及び調整また梱包材及び既存物品の廃棄等に係る一切の費用は、本仕様に含むものとする。なお、搬入、設置、調整の際には、学校の担当職員に学校の現状をよく確認したうえで、設置調整を行うこと。

（３）梱包材及び設置等に係る現場発生材は、適正な方法をもって処分すること。

（４）搬入、設置にあたり児童・生徒、教職員並びに通行者、近隣の安全等に対し、万全の注意を払うこと。なお、運搬又は納品中に学校及び第三者に損害を与えた場合は、受託者がその責めを負わなければならない。

（５）搬入、設置日等については、事前に学校と協議の上行い、作業は、学校の行事及び授業に支障をきたさない日程で実施すること。
設置に際し、他設備等への影響に配慮し日程を決定すること。
また搬入、設置日が決定した際には、学校と学校財務課へ連絡すること。

（６）各学校にて設置完了後、受領書を作成すること。様式は任意のものとするが、以下の項目は必ず記載すること。
①学校名　②確認者受領印またはサイン　③設置日　④業者名

（７）学校の担当職員に対して、使用する事例等を確認した上で、機器等の使用・操作方法の説明を行うこと。

（８）納品後、１年間を保障期間とし、通常の使用に対して起きた故障は、受注者の責任において無償で修理すること。

（９）関係法令等を遵守すること。

（10）現場確認を希望する場合は事前に学校財務課まで連絡すること。

（11）この仕様書に定めのない事項又は、この仕様書に疑義が生じた場合については、協議の上定めるものとする。